

令和 7 年 4 月 7 日から急性呼吸器感染症（ARI）のサーベイランスが始まりました

○ 急性呼吸器感染症（Acute Respiratory Infection: ARI）とは

感染症の予防及び感染症の患者の医療に関する法律（以下、感染症法という。）の改正により、令和 7 年 4 月 7 日（第 15 週）から急性呼吸器感染症（以下、ARI という。）が定点把握対象疾患になりました。

ARI は、急性の上気道炎（鼻炎、副鼻腔炎、中耳炎、咽頭炎、喉頭炎）又は下気道炎（気管支炎、細気管支炎、肺炎）を指す病原体による症候群の総称で、インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）、RS ウイルス、咽頭結膜熱、A 群溶血性レンサ球菌咽頭炎、ヘルパンギーナの他、一般的な風邪の患者数が含まれます。

○ 急性呼吸器感染症定点とは

ARI のサーベイランスの開始に伴い、インフルエンザや COVID-19 の観測のために選ばれた医療機関である「インフルエンザ/COVID-19 定点」の名称が「急性呼吸器感染症定点」（以下、ARI 定点という。）に変更されます。「ARI 定点」は、「インフルエンザ/COVID-19 定点」同様、内科定点と小児科定点によって構成されます。

○ 香川県県における定点医療機関数の変更について

感染症法改正に伴う感染症発生動向調査実施要綱の改正により、保健所管内人口あたりの定点数が変更されたことから、香川県の定点医療機関数は令和 7 年第 15 週以降、以下のように変更されます。

変更前（令和 7 年第 14 週まで）

定点の名称	医療機関数
インフルエンザ/COVID-19 定点	47
うち小児科	28
うち内科	19



変更後（令和 7 年第 15 週以降）

定点の名称	医療機関数
急性呼吸器感染症定点	40
うち小児科	26
うち内科	14

※眼科定点、性感染症定点、基幹定点の名称及び医療機関数の変更はありません。